

9 職務の適正化

(1) 不祥事対策と不祥事の増加傾向

日弁連は、2005（平成 17）年 4 月に弁護士職務基本規程を制定して、弁護士倫理に関する規定を整備し、倫理研修を義務化するなどの方策を通じて弁護士倫理の充実に注力しており、弁護士の不祥事・非行に対しては、紛議調停制度及び懲戒制度の運用により対処してきた。

ところが、弁護士人口の増加、弁護士の活動領域の拡大、広告の自由化など弁護士を巡る環境が変化する中で、一部には弁護士の経済的逼迫化といった現象も認められ、不祥事・非行は増加傾向をたどっている。

殊に、2011（平成 23）年以降、弁護士が多数の依頼者から巨額の預り金を横領しまたは保全事件の保証金等の名目で金員を詐取するといった事実が発覚して会員が逮捕される事件が立て続けに発生するに至り、また、成年後見人・後見監督人に就任した弁護士が被後見人の資金を詐取・着服する事件も相次いで発生した。これらの事件に対して、マスコミ報道では、弁護士会の自浄作用に対する厳しい論調が目立っていた。

(2) 弁護士会の対応

日弁連は、この状況を放置しては市民の弁護士に対する信頼を著しく損ない、ひいては弁護士自治を根底から揺るがせかねない事態に発展しかねない、との危機感を強め、2012（平成 24）年 10 月、市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループ内に弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームを設置した。

そして、同プロジェクトチームは、2013（平成 25）年 1 月 10 日付「不祥事の根絶をめざして」を策定し、預り金管理に関する規程の制定、市民窓口へ寄せられた情報の積極的活用、市民窓口の機能強化、事前公表制度の適時運用、弁護士相談窓口の整備、研修制度の強化等の提言を行った。

上記の提言を踏まえ、日弁連は、2013（平成 25）年 5 月 31 日の定時総会において、「預り金等の取扱いに関する規程」を制定した。これによって、会員の依頼者からの預り金について、弁護士会が照会・調査を行う範囲や会員の回答義務・調査協力義務の範囲が拡大され、弁護士会による早期に迅速な調査が可能となった。

また、日弁連は、2013（平成 25）年 6 月、新たに弁護士職務の適正化に関する委員会（以下「日弁連職務適正化委員会」という。）を設置し、同委員会の提言に基づき、同年 12 月 24 日付で「不祥事の根絶を目指してその 2」を策定し、執行部での会費滞納情報の共有化、多重苦情対象弁護士の指導監督の強化、メンタルヘルス対策としての会員サポート制度の全国展開、マネジメント研修の導入、弁護士会相互間の情報交換システムの整備、懲戒手続に関する全国協議会の開催、被害救済基金制度の検討などが提言された。

この提言に基づき、懲戒手続運用等に関する全国協議会の開催による会請求・事前公表制度運用の共有化が図られ、2015（平成 27）年 3 月に「不祥事防止マニュアル」が発刊され（2017（平成 29）年 10 月補訂）、同年 10 月から、全国規模でのメンタルヘルスカウンセリング制度が開始された。

2017（平成 29）年 2 月の日弁連理事会は、会員の職務に関する諸問題の相談に応ずる為の会員サポート窓口運営規則を承認可決し、同年 3 月の日弁連臨時総会では、弁護士の横領により被害を

受けた依頼者に対する最高 500 万円の見舞金の支給を可能とする依頼者見舞金に関する規程の制定と預り金口座の明示文字使用と届出義務を定めた預り金等の取扱いに関する規程の改正が行われ、いずれも同年 10 月 1 日から施行されている。

更に、日弁連職務適正化委員会では、IT 技術の普及や弁護士増員等により弁護士の環境が変化しているにもかかわらず、弁護士の将来への備えが貧弱であることが不祥事発生の一因と捉え、不祥事対策に止まらず、ハッピーリタイアメントの実現の為に、ライフプランを作成するよう推奨し、キャッシュフロー表の作成を案内する「弁護士ライフプランのつくり方」を作成して、同年 10 月 1 日から日弁連HPの会員専用ページに掲載している。

一方、日弁連高齢者・障害者権利支援センターにおいても、賠償保険加入等を内容とする後見人推薦名簿登載要件や推薦要件の厳格化、各家裁と各弁護士会の定期的な協議会の開催、弁護士会による職務報告の点検、「名簿提出方式」から「会推薦方式」への移行、職務ガイドラインの設定、研修・OJT 等による後見人のサポート体制の整備などが提言され、日弁連から、各弁護士会には、2014（平成 26）年 2 月 26 日付で、この提言の取組み要請がなされた。2017（平成 29）年 3 月 14 日でもその再要請が行われた。また、弁護士後見人による横領の予防と被害救済のために、全国弁護士協同組合連合会が保証人となって、弁護士後見人の横領等による損害額 3000 万円を上限に弁償をする保証機関型信用保険制度が導入され、2020（令和 2）年 10 月 1 日から制度が開始されている。

東弁においては、日弁連とほぼ同時期の 2013（平成 25）年 5 月 29 日の定時総会で、「預り金等の取扱いに関する会規」を制定し、2017（平成 29）年 5 月 29 日の定時総会で、日弁連の同規程改正に即した改正を行った。

また、新たに、多重苦情対象弁護士に対する通知制度（弁護士業務等に関する市民窓口規則第 5 条第 2 項）を新設した他、従来の規則の運用（弁護士業務等に関する市民窓口規則第 4 条の 2 第 1 項）により、市民窓口委員会内に調査チームを設置し、迅速且つ機動的な調査体制の整備を図った上、市民窓口への苦情・紛議調停・会費滞納その他関連情報の集約、倫理研修の強化・活性化、会員サポート窓口・業務妨害対策・心の相談ホットラインなどの機能強化その他の対策が推し進められることとなった。

(3) 今後の課題

イギリスにおいて、ソリシターの暴利行為等とロー・ソサイエティがこれに対する苦情処理を適切になし得なかったことが市民の批判に曝され、弁護士自治の一部を失ってしまったことは記憶に新しく、弁護士の不祥事・非行の続発が市民に対する弁護士・弁護士会の信頼を損ね、ひいては弁護士自治制度自体の存続を危機に陥れる可能性があることは明らかである。

2012（平成 24）年以來、日弁連・東弁が、預り金管理に関する規制を行うなどの対策を実施したことは、時宜に適した対応として評価できるが、その後も、預り金を着服して逮捕されたり懲戒処分を受ける弁護士が後を絶たず、不祥事案の根絶にはほど遠い状況である。

日弁連・東弁のこれまでの一連の改革により不祥事対策は一区切りを付けた感があるが、メンタルヘルスカウンセリングや会員サポート窓口は相当数の利用実績を上げており、弁護士の不祥事・非行の予防とその被害の緩和に対する一定程度の効果と弁護士に対する社会的信頼と弁護士自治制度の維持を期待することができる。

しかし、弁護士不祥事対策としては、上記の改革に止まることなく、今後も、依頼者見舞金制度・預り金取扱い規程等の運用に注視しつつ、諸外国に比して規制度合いが緩やかな我が国の預り金取扱いについては、諸外国との制度比較等の継続的検討を行うこと、不祥事の端緒となる市民窓口・紛議調停制度のきめ細かな運用を図ること、弁護士成年後見人に保証機関型信用保証制度を導入することなど、非行予防と被害拡大防止の為の方策の更なる検討が必要と考えられる。

また、当会としても、所属会員による不祥事・非行の予防の為、弁護士倫理の啓発に努めるとともに、また、弁護士会における不祥事・非行への対応は担当委員の献身的な努力に支えられているのが実状であり、これに積極的な人材の供給を行う考えである。

(4) インターネット広告

弁護士の業務広告については、2012(平成24)年3月15日の全部改正により、「業務広告に関する指針」が定められていた。しかし、インターネットを巡る技術革新と広告形態の急速な進歩、弁護士人口の増大と競争の激化を背景に、弁護士紹介サイト等の広告に依頼者獲得を依存する弁護士の出現、更には、インターネット広告業者を自称する非弁業者と提携する弁護士の発生等の現象が生じたことから、2015(平成27)年1月から、「業務広告に関する指針」の改正作業が始まり、2018(平成30)年1月の日弁連理事会において、「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」及び改正「業務広告に関する指針」が承認された。上記の2つの指針の概略は、以下の通りである。

ア 「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」は、弁護士情報提供ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)への掲載が国民にも弁護士にも重要となっている一方、ウェブサイトによる情報提供が非弁業者の隠れ蓑となりやすい為、弁護士職務基本規程(以下「基本規程」という。)第11条等の違反となる場合を明示して防止し且つ弁護士会が適切な指導及び監督を行使しうるようにすることを目的としている。

イ そして、弁護士法第27条とより広汎な基本規程第11条(非弁業者との提携)との関係で、(ア)情報提供事業者の判断で弁護士情報が選別・加工されたとき、(イ)情報提供事業者が、法律相談、事件の受任等の法律事務の提供の勧奨、面接日時調整等をし、又は、閲覧者から相談を受けて、掲載弁護士を選定するようなとき、(ウ)直接、電子メールを送信する場合等を除き、ウェブサイトを介して閲覧者・掲載弁護士間の意思疎通を中継して、その内容を加工するとき、(エ)その他、実質的に、ウェブサイトが閲覧者又は掲載弁護士に弁護士又は法律事務取扱いを紹介するもので、インターネットによる弁護士情報提供はその一部に過ぎないと判断されるときには、周旋をし又は周旋をすると疑うに足りる相当な理由が認められるものとする。

ウ 一方、(ア)情報提供事業者が、閲覧者から金銭その他の利益を受領するとき、(イ)ウェブサイトが上記イ(ア)～(エ)のいずれかに該当するときに、情報提供事業者が、掲載弁護士から金銭その他の利益を受領するとき、(ウ)情報提供事業者が、紹介された事件数又は弁護士報酬額に応じて、掲載弁護士から受領する利益が算定されるときは、報酬目的がある又はあると疑うに足りる相当な理由が認められるものとする。

エ ただし、(ア)ウェブサイトへの掲載等の期間・スペース・容量等に従い客観的・定額的に決まる対価か、(イ)(ア)の対価でも、情報提供事業者による宣伝広告の内容・閲覧者又は掲載弁護士との

間の契約内容等からウェブサイトが閲覧者又は掲載弁護士に弁護士又は法律事務取扱いを紹介する程度の強さ及びそれと対価的利益との関連性があるか、(ウ)ウェブサイトの情報提供のみに係る対価の水準との比較等の事情を総合的に判断して、情報提供事業者が受領する利益が周旋の対価でない特段の事情がある場合は、報酬目的がある又はあると疑うに足りる相当な理由は否定される。

オ また、基本規程第 11 条の補完的規定である同第 12 条（報酬分配の制限）及び第 13 条第 1 項（依頼者紹介の対価禁止）に抵触する場合もあるから、ウェブサイトにおける弁護士の紹介行為に関し、情報提供事業者と掲載弁護士との間の契約内容等から又は契約内容等にかかわらず、(ア)掲載弁護士が弁護士の報酬を情報提供事業者との間で分配している事情があるときは、基本規程第 12 条に、(イ)掲載弁護士が情報提供事業者に対し依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ったと認められる事情があるときは、基本規程第 13 条第 1 項に、それぞれ違反するおそれがあることに注意を促している。

カ 他方、上記「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」の制定に伴って、改正「業務広告に関する指針」からは、弁護士情報提供ホームページに関する事項（第 2 の 3）が削除された。

当会としては、ウェブサイトによる弁護士情報提供の有用性の向上を図る一方、虚偽・誇大な広告等や非弁提携によって弁護士に対する市民の信頼が破壊されぬよう、会内において、現行指針の内容と基本規程中の関連条項の周知を図らねばならない。

(5) ブラック事務所問題

数年前から、新規登録弁護士の就職難緩和の傾向が認められるようになるとともに、短期間で退所する新規登録弁護士の増加が指摘されるようになった。弁護士・司法修習生を採用する会員と採用されようとする弁護士・司法修習生とのこのようなミスマッチを防止するため、東弁では、2018（平成 30）年 3 月 26 日理事者会決定により「弁護士採用適正化ガイドライン」を定め、弁護士・司法修習生等の採用に際して、採用しようとする会員は、法律事務所の概要、契約形態、就業時間・休日、産休・育休、給与、社会保険、個人事件の受任の可否、会務活動参加の可否等を記載した採用条件シートを提示することを求めている。

他方、親和全期会は、新規登録会員からの聞き取り調査に基づき、2019（平成 31）年 3 月 25 日付報告書を取りまとめている。それによれば、給与・勤務地等の勤務条件の一方的な変更、OJT の不足、ハラスメント等の問題事例が報告され、また、問題があるとされる法律事務所の特徴として、勤務弁護士の入れ替わりが激しいこと、60 期代前半の弁護士が所長を務めていること、取扱業務が特定分野に特化していること、経営方針がときには依頼者の利益に反する利益優先主義であること等が指摘されている。

将来の法曹界を担うべき新規登録弁護士が、不安定な勤務条件によって最低限必要な実務経験を積むことができなければ、職業としての弁護士の魅力が損なわれるだけでなく、弁護士に対する市民の信頼が大きく毀損されてしまう虞れがある。日弁連においても、東弁・大阪弁の例を参考に採用条件シートの制定を検討しているが、当会としても、いわゆるブラック事務所に関する情報を収集し、その対策を講ずる活動に取り組む必要がある。

(6) 非弁提携事案の現状と対策

弁護士が非弁業者と提携して事件の周旋を受ける、いわゆる非弁提携事案について、2002（平成14）年2月28日、日弁連は、「多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程」を制定し、その根絶を目指してきた。

しかし、最近も、債務整理・過払金請求・インターネットや詐欺的商法による被害賠償などを唱ったインターネット広告を利用し、NGO・NPO法人・広告業者・貸金業者から顧客紹介を受けているケースや、更には非弁業者が実質的に事務所経営を支配していると思われるケースが後を絶たず、2020（令和2）年6月に破産決定がなされた第一東京弁護士会の弁護士法人の破産原因については、依頼者からの預り金約30億円を広告会社に対する業務委託料の支払に流用したことにあるとの報道がなされている。

非弁提携事案は、弁護士による法律事務の独占だけでなく、市民の公正円滑な法律生活と法律秩序を侵すもので、絶対に容認できないものであって、弁護士会は、従前以上に、非弁提携事案の厳正な取り締まりを行う必要がある。

東弁では、2016（平成28）年3月に、調査対象事件を多重債務処理事件に限定している日弁連規程を見直して、調査対象事件を拡大した「非弁提携行為の防止に関する会規」及び「非弁提携行為の防止に関する規則」の制定と「預り金等の取扱いに関する会規」の改正を行った。

今後は、新会規などを活用して、非弁提携事案の根絶の為に積極的な対応が進められるべきである。